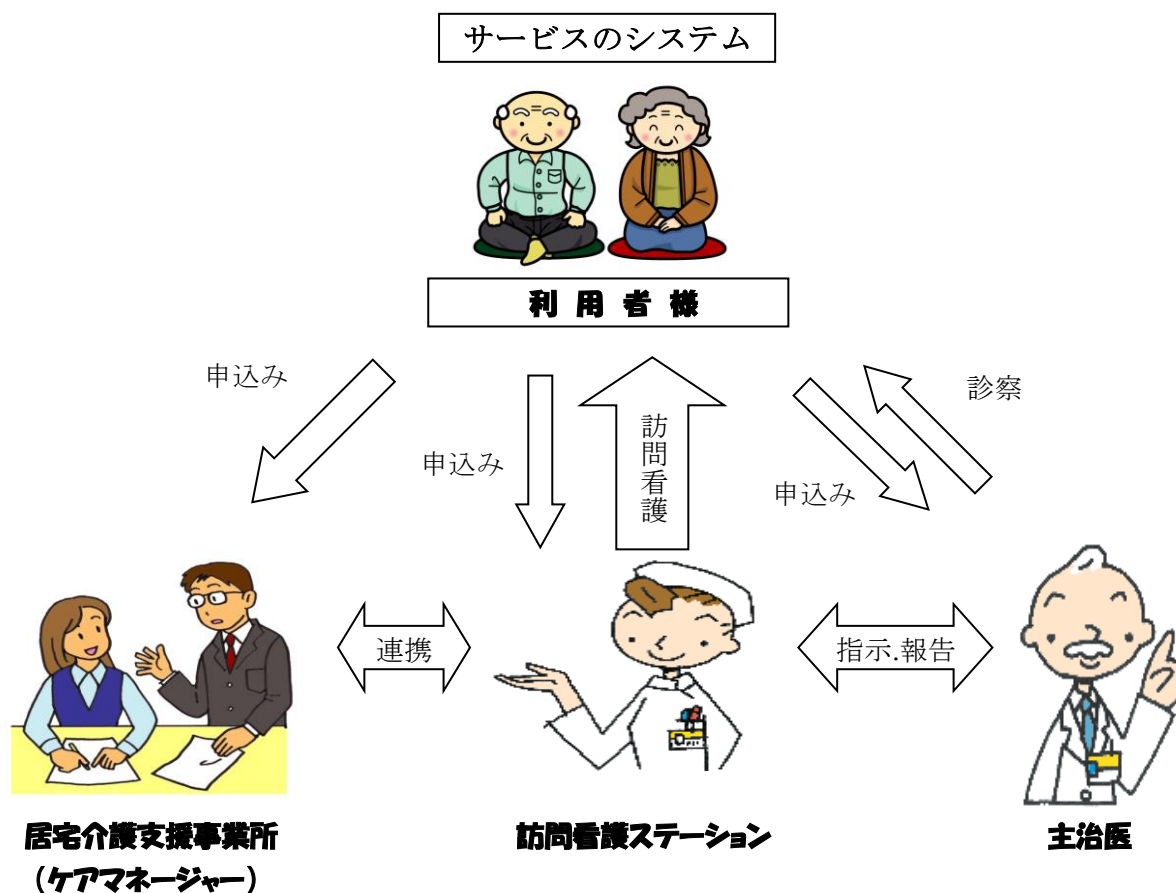


訪問看護ステーションあさま 重要事項説明書

1. 事業の目的

訪問看護は、病気や負傷により、寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある通院困難な在宅の療養者のうち、訪問看護が必要であると主治医が認めた利用者に対して看護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能を維持し、又は回復させることを目的とします。



2. 事業所の名称、所在地

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 事業所の名称 | 訪問看護ステーションあさま |
| (2) 事業所所在地 | 佐久市岩村田1862-1 |
| (3) 電話番号 | 0267-67-7213 |
| (4) F A X 番号 | 0267-67-6617 |
| (5) 介護保険事業所番号 | 2061790065 |
| (6) 開設者 | 佐久市長 柳 田 清 二 |
| (7) 佐久市病院事業管理者 | 青 木 敬 宏 |
| (8) 管理者 | 所 長 丸 山 貴 光 |
| (9) 事業区域 | 佐久市、小諸市、南北佐久郡 |

3. 職員体制	所長（看護師）	常勤兼務	1名
	看護師	常勤専従	4名
		非常勤専従	1名
	理学療法士	非常勤兼務	3名
	事務職員		1名

4. 営業時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
（土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までは除きます。）

5. 24時間対応体制

営業時間に関係なく、緊急に訪問看護サービスの必要が生じた時や、療養上の相談を必要とする場合は、電話による連絡を受ける体制をとっていますので、必要に応じて訪問をします。

利用される場合は、お申し出ください。

6. サービス内容、提供方法

（1）サービス内容

- ①病状の観察 ②清拭及び洗髪 ③褥創の処置（予防手当） ④体位交換
- ⑤カテーテル等の管理 ⑥リハビリテーション ⑦食事及び排泄の介助
- ⑧ターミナルケア（終末期のケア） ⑨利用者及び家族への療養上の支援・相談
- ⑩主治医の指示によるもの

（2）サービスの提供方法

- ① 訪問看護を開始するときは、あらかじめ利用者又はそのご家族等に対し、サービスの利用手続、提供方法及び内容等についてご理解しやすいように説明をし、同意をしていただきます。
- ② 訪問看護は、主治医が発行する訪問看護指示書と居宅サービス計画書に基づいて作成した訪問看護計画書により、他の保健、医療又は福祉に係るサービスを提供する者との連携をとりながらサービスを提供します。（主治医より訪問看護指示書料の請求があります。）
- ③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に、常に医療に従事する者として、利用者の病状及び心身の状況・環境・希望に応じた適切なサービスの提供をします。
- ④ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員に代わり訪問ができます。

（3）看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 運営方針

- (1) 心身の特性を踏まえて、利用者の家庭における療養生活を支援することにより、利用者の生活の質を確保します。
- (2) 地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉に係るサービスとの密接な連携に努めます。

8. 緊急時の対応方法

訪問看護中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡して適切に対応します。また、夜間、休日等において、利用者の病状の急変その他の緊急時の知らせがあった場合も同様に対応します。

9. 虐待の防止

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	所長 丸山 貴光
--------------	----------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. ハラスメントの防止

- (1) 職員に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、職員に対し研修・教育を実施するなど必要な措置を講じます。
- (2) サービス利用にあたり以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供ができなくなる場合があります。

[サービスご利用に際してのお願い]

- ① 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いいたします。
- ② 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ③ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

[サービスご利用にあたっての禁止事項について]

- ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に撮影した職員の写真や動画・録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

- (3) 当事業所では、サービスをご利用される方やご家族との信頼関係のもと、ご利用者様が安心してサービスをご利用いただけるようにハラスメントに対する職員の研修を行い、質の高いサービスの提供に努めております。

引き続きサービスを円滑にご利用いただけるように、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

1 1. 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、主治医及び、居宅介護支援事業所等に連絡を行う等必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

(3) 家族等緊急連絡先は契約時等に確認をさせていただきます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害 財物損壊

1 2. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 3. サービス内容に関する相談・苦情

(1) サービス内容や提供方法等のご相談や苦情をたまわります。

直接サービスを提供する看護師、理学療法士、所長、又は在宅支援室長にご連絡下さい。

訪問看護事業所 電話 0267-67-7213

在宅支援室長 電話 0267-67-2295（内線 5200）

受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分

(2) 当院以外の苦情相談窓口

○ 市町村の介護保険担当窓口

○ 長野県国民健康保険団体連合会

・介護保険課 電話 026-238-1555 ・苦情窓口 電話 026-238-1580

1 4. 身体的拘束等について

身体的拘束等の適正推進について訪問看護の運営基準に規定しています。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者本人から開示を求められた場合は速やかに内容を確認し、佐久市立国保浅間総合病院の「診療情報開示請求の手順」に従い対応します。また、ご家族、法定代理人等から開示を求められた場合は、利用者本人に確認し、ご本人の同意の下で開示することを原則としています。取得した個人情報の内容が事実と反する場合又は第三者への提供手続きの違反等の理由で、利用者本人から訂正や利用停止を求められた場合も、遅滞なく調査し適切に対応します。 ④ 示の内容の閲覧に際して複写物を必要とする場合は、実費をいただきます。

16. 職員研修、実習受入について

(1) 職員研修

よりよいサービスを提供するために、各種研修の機会を設けて、常に職員の資質の向上に努めています。

(2) 実習受入れ事業所

当事業所は研修医・看護学生等（以下学生等）の実習受け入れ施設として協力をしております。学生等の実習は以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生等が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生等が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者の御家族の方は、学生等の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者および利用者の御家族の方は、学生等の同行訪問に同意した後も学生等が行う看護援助に対して拒否することができます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生等は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

17. 利用料

(1) 介護保険による訪問看護

(1 割負担の場合)

注1) 介護保険による訪問看護の料金設定の基本となる時間は、利用者の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。また、実際のサービス提供時間は、必要に応じて変更することができます。

注2) 一定以上の所得のある方は、サービス利用負担割合に応じて負担していただきます。

	サービス提供区分	負担額（要介護）	負担額（要支援）
①訪問時間	30 分未満	471 円	451 円
〃	30 分以上 1 時間未満	823 円	794 円
〃	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 円	1,090 円
〃	20 分未満（24 時間体制と週 2 回以上の訪問の方）	314 円	303 円
理学療法士等による訪問	（6 回／週まで）1 回 20 分につき	294 円	284 円
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護	（要介護 1～4） （要介護 5）	2,961 円 3,754 円	—
加算	内 容	負担額（介護）	負担額（要支援）
③夜間又は早朝の加算	夜間又は早朝に訪問看護を行った場合加算されます。 ・夜間 18 時～22 時 ・早朝 6 時～8 時 ・深夜 22 時～6 時	・夜間又は早朝 単価×0.25 倍 ・深夜 単価×0.5 倍	・夜間又は早朝 単価×0.25 倍 ・深夜 単価×0.5 倍

④複数名訪問看護加算（Ⅰ）	複数の看護師等が訪問看護を行った場合、加算されます。	・ 30 分未満 254 円 ・ 30 分以上 402 円	・ 30 分未満 254 円 ・ 30 分以上 402 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行った場合加算されます。	・ 30 分未満 201 円 ・ 30 分以上 317 円	・ 30 分未満 201 円 ・ 30 分以上 317 円
⑤長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に 1 時間 30 分以上の訪問した場合加算されます。	300 円	300 円
⑥緊急時訪問看護加算	緊急時訪問の利用を選択されますと、加算されます。	月 574 円	月 574 円
⑦特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合は、加算されます。 ※500 円/月 留置カテーテル等使用 ※250 円/月 在宅酸素や褥瘡の状態等	月 250 円または 500 円	月 250 円または 500 円
⑧ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合は、加算されます。	2,500 円	_____
⑨初回加算	新規に訪問（退院した日に）看護を行なった月に加算されます。	350 円	350 円
⑩退院時共同指導加算	入院中にステーションの看護師が医療機関と共同して在宅で療養上必要な指導を行なった場合に加算されます。	600 円	600 円
⑪看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員等が利用者に対し特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合は 1 月 1 回限り加算されます。	250 円	
⑫看護体制強化加算(Ⅰ)	指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、月 1 回加算されます。	550 円	100 円
看護体制強化加算(Ⅱ)	指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、月 1 回加算されます。（ⅠまたはⅡいずれかの算定となります。）	200 円	_____
⑬サービス提供体制強化加算	訪問 1 回あたり加算されます。（定期巡回型は 1 か月につき 50 円）	6 円	6 円
⑭ 交通費	事業区域（佐久市・小諸市・南北佐久郡）にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、訪問するための交通費の実費を負担していただきます。	・片道 10 キロメートル以下（税込） 520 円 ・片道 10 キロメートルを超えた場合（税込） 1 キロメートルごとに 50 円	

⑮エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施した場合実費を負担していただきます	8,000 円
---------	-----------------------------------	---------

(2) 医療保険による訪問看護

医療保険による訪問看護をご利用できるのは健康保険・老人保健の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方です。

利用料内訳は以下の表をご参照下さい。(ご利用者様負担額は、負担割合により異なります。)

医療保険による訪問看護料金表

	種類	サービス提供時間	金額
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回までの利用。(1回につき30分から1時間30分程度)	5550円/日
		厚生労働大臣が認める特定疾患の利用者に限り利用制限なし、週4日以降1日につき。	6550円/日
	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が認める特定疾患の利用者および主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り1日2回または3回以上の訪問ができる。	2回 : 4500円/日 3回以上 : 8000円/日
	緊急訪問加算	利用者やその家族の緊急の求めに応じて訪問した場合。	2650円/日(月14日まで)
	長時間訪問加算	訪問時間90分を超えた場合、週1回に限り算定。 特別管理加算を算定する場合に算定。	5200円/週
	乳幼児加算	6歳未満の利用者。(別に大臣が定める者以外)	1300円/日
	複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合。	4500円/週
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)	2100円/日
	深夜訪問看護加算	深夜(22:00~6:00)	4200円/日
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	訪問看護に必要な計画的な管理に要する費用。	初回のみ : 7670円 2回目以降 : 3000円/日
	24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う場合に算定。	6520円/月
	特別管理加算	留置カテーテル、人工肛門など特別管理を行う場合に算定。 軽度な状態と重症度の高い状態の二段階に設定。	重度 : 5000円/月 軽度 : 2500円/月
	退院時共同指導加算	医療機関等退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定。	8000円/月
	特別管理指導加算	特別管理指導加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合に加算する。	2000円/月
	退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合。	6000円/月
	在宅患者連携指導加算	訪問看護診療を実施している医療機関や訪問薬剤指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合。	3000円/月
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合。	2000円/回
	訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・学校・病院・施設等の訪問看護の情報提供を行った場合。	1500円/月
	訪問看護ターミナル療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合算定。	死亡月に 25000円

営業時間外の訪問看護を実施した場合・エンゼルケアをご利用の場合は、別途料金(消費税含まず)を算定いたします。

交通費について	佐久市内/佐久市外（片道10km以下・10km超え1kmごと50円）	310円/520円
営業日以外の訪問看護	土曜日・日曜日・祝日	2000円/30分
エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施した場合に算定。	8000円

（３）利用料の支払方法

月ごとの精算となります。毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、30 日以内にお支払ください。訪問看護師等が病院会計窓口でお支払ください。

（４）連帯保証人

本契約の締結において代理人（身元引受人）が必要である場合、代理人は連帯保証人を兼ねるものとします。

連帯保証人は利用者が利用料金等を滞納した場合、利用者が事業所に対して負う債務のうち、60,000 円を限度として負担いただきます。

（５）その他

- ① キャンセル料金はいただきませんが、キャンセルする場合は早めにご連絡ください。
- ② サービス提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用及び利用者が使用する物品等の費用は、利用者負担となります。